

王沈の無念の思いが傳わってくるが、郷品や官職の獲得の前提となる人物評價は清談や請託のみならず、權門勢家の子弟でさえも「承藉」により、よりよき「名」を求めていた點から、改めて貴族制の本質が郷論に源を發する人物評價にある點が確認されるのである。

「河獄」——宋代の環境行政と慶曆黨争——

遠 藤 隆 俊

北宋の仁宗慶曆八（一〇四八）年に、黄河は舊來の河道を離れて北流した。これがいわゆる「商胡河道」であり、宋朝の政府部内ではその對策をめぐって數多くの議論が展開された。例えば賈昌朝の「京東故道」案、李仲昌の「六塔河・横隴故道」案、歐陽修の「商胡河道」案などがあり、彼らは黄河の本流をどこに定めるかで大きく對立した。最終的には宰相の文彥博と富弼が歐陽修の大反對を押し切つて李案を採用し、「六塔河」の開墾工事が始められたのである。ところがその工事は一日のうちに失敗し、多くの犠牲者を出してしまった。その政治責任をめぐつて起こされた裁判が「河獄」である。

ところで、この「河獄」とは制度的にはいわゆる「詔獄」の一つであり、嘉祐元（一〇五六）年に河北體量安撫使韓絳の進言によつて澶州に設置されたものである。取り調べにあたっては臺諫官らが當地へ派遣され、被疑者の李仲昌もそこへ送られて裁判にかけられたのである。しかもその裏側では自案を演じられた賈昌朝が、この機

會を利用して政敵の文・富らを失脚に追い込もうとねらっていた。結局、宰相の政治責任までは問われることなく終つたが、この疑獄事件を通して黄河の治水に對する宋朝政府の姿勢はもとより、「慶曆黨争」以來の政官界の構圖とその變化、さらには臺諫・宦官を巻き込んだ「詔獄」のあり方など宋代史を彩る様々な政治的・制度的特質を見て取ることができるのである。

民初江蘇省における認捐制度と釐金改革

金子 肇

釐金の徵收方法は、「散收」と「認捐」（あるいは「認稅」とに分かれる。釐金局が直接商人より釐金を徵收する散收に對して、認捐は主に同業團體が釐金局と貨物の稅額を交渉し、協定した稅額の徵收を官に代わつて請け負う制度である。認捐を許された貨物は釐金局の檢査を受けず自由に通行することができ、また認捐額を散收稅額より低く抑えることができたため、商人にとつては極めて有利であった。一方、官側にとつても、徵稅經費の負擔を軽減できるなど、認捐制度には歓迎すべき利點があった。

民國成立後の江蘇省（とくに江南蘇屬）では、上海を中心として重要商品の釐金は概ね認捐制度によつて徵收されていた。當初、省當局はこの状況を容認していたが、次第に認捐制度に對する監督強化を打ち出し始め、さらに袁世凱政權によつて中央直屬の國稅廳籌備處が設置されると、認捐制度の廢止（散收化）が産銷兩稅併徵、